

学校法人東北工業大学公益通報者の保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成18年4月1日施行）の規定に基づき、学校法人東北工業大学（以下「本法人」という。）の教職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報についての適正な仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス（法令遵守）の徹底に資するとともに、公益通報者の保護を目的とする。

(公益通報者保護責任者)

第2条 本法人に公益通報者保護責任者（以下「保護責任者」という。）を置き、法人本部事務局長をもって充てる。

2 保護責任者は、本学における通報者の保護に関する事務を総括する任に当たる。

(通報窓口及び相談窓口)

第3条 教職員等からの通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するか否かを確認する等の相談に応じる窓口は法人本部事務局総務企画課長とする。

(通報等の方法)

第4条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面及び面会とする。

2 書面により通報をしようとする場合は、別紙様式に必要な事項を記入の上、第3条に規定する通報窓口へ提出するものとする。

3 公益通報をしようとする場合は、原則として実名によるものとする。

(窓口の利用者)

第5条 通報窓口及び相談窓口の利用者は、本法人の教職員（教育職員、事務職員、嘱託職員、非常勤講師、派遣職員、臨時職員）、退職者及び本法人の取引事業者の労働者とする。

(調査及び報告)

第6条 通報された事項に関する事実関係の調査は、事項の内容等に応じて、保護責任者が指名する調査責任者が行う。

2 前項の調査に当たる調査責任者は、調査する内容に応じて、関係部署の教職員からなる調査委員会を設置することができる。この場合、調査責任者が委員長の任に当たる。

3 調査責任者又は調査委員会は、速やかに事実関係の調査を実施し、その結果を保護責任者に報告しなければならない。

(協力義務)

第7条 教職員は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査責任者又は調査委員会に協力しなければならない。

(是正措置)

第8条 保護責任者は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(懲戒処分)

第9条 理事長は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、学校法人東北工業大学就業規則（以下「就業規則」という。）に基づいて、懲戒等を行うことができる。

(通報者等の保護)

第10条 本法人は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる

不利益取扱いも行ってはならない。

- 2 保護責任者は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。
- 3 理事長は、通報者等に対して不利益取扱い又は嫌がらせ等を行った者（通報者等の上司、同僚等を含む）がいた場合には、就業規則に基づいて、懲戒等を行うことができる。

（秘密保持）

第11条 本法人及び本規程に定める業務に携わる者は、当事者の人権を尊重するとともに、通報された内容及び調査で知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 理事長は、前項の規定に違反した教職員に対し、就業規則に基づいて、懲戒等を行うことができる。

（通知）

第12条 保護責任者は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

（不正の目的）

第13条 通報者は、虚偽の通報及び他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

- 2 理事長は、前項の通報を行った者に対し、就業規則に基づいて、懲戒等を行うことができる。

（相談又は通報を受けた者の責務）

第14条 第3条に規定する窓口の担当者に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者等の上司、同僚等を含む）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

（事務）

第15条 この規程に関する事務は、法人本部事務局総務企画課において処理する。

（雑則）

第16条 この規程に定めるもののほか、本法人における公益通報者保護の運用に関する必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年10月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日より改正施行する。